

固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ  
(第9回)

1 日時：令和6年5月2日(木) 10:00～11:15

2 場所：WEB会議による開催

3 出席者：

○構成員

平野主任、柿沼構成員、上瀬構成員、実積構成員、長構成員

○オブザーバー

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人電気通信事業者協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

電気通信サービス向上推進協議会

○総務省

総合通信基盤局 木村電気通信事業部長

総合通信基盤局 電気通信事業部 安西料金サービス課消費者契約適正化推進室長

総合通信基盤局 電気通信事業部 西潟データ通信課長

総合通信基盤局 電気通信事業部 木村データ通信課課長補佐

4 議事

(1) とりまとめに向けて(案)について

(2) 報告書(案)及びガイドライン(案)について

(3) その他

## 5 議事要旨

【平野主任】 主任の平野でございます。定刻となりましたので、ただいまから「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」第9回を開催いたします。本日の会議はWEB開催となっております。

それでは、議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【木村データ通信課課長補佐】 事務局を担当しております総務省データ通信課課長補佐の木村でございます。

本日の資料は、議事次第と資料9-1、9-2、9-3及び参考資料9-1でございます。御確認いただき、不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

【平野主任】 それでは、議題に入りたいと思います。まず、事務局から前回会合と会合後に追加でいただいた構成員からの御意見に対する事務局の考え方や取りまとめの修正案、これまでの議論を踏まえた報告書案について御説明をお願いいたします。

【木村データ通信課課長補佐】 事務局でございます。まず初めに、資料9-1ですが、前回会合と会合後に構成員の皆様からいただいた御意見をまとめたものになります。こちらは、次の資料にも同じものを載せておりますので、御参考としてご活用いただければと思います。

続きまして、資料9-2を御覧ください。こちら、サブワーキングの取りまとめに向けた資料をまとめております。2ページを御覧ください。これまでの議事をまとめております。本日はこの資料のほかに、報告書案とガイドライン案についても説明させていただきます。

4ページを御覧ください。こちら、前回会合で構成員の皆様からいただいた御意見に対する事務局の考え方をまとめております。

1行目です。前回会合のスライド5ページにあった推奨速度についていただいた御意見でございます。コンテンツの速度が分かると消費者にとってサービスを選択する際に有効である。また、数値についてチャートなどを用いてなるべく分かりやすい記述をお願いしたい。特に測定方法により測定結果が異なることも添えて、計測時間帯、平日、休日によっても違うことを入れていただきたい、という御意見について、事務局としては、御指摘のとおり、計測アプリや時間帯等によって計測結果が異なることを推奨通信速度に係る資料に追記するとともに、情報提供の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

2行目です。推奨通信速度について、例えばクラウドに保存されているパワーポイントをオンラインで加工・編集する等、クラウドベースでアプリを開くのに必要な推奨速度、ビジネス用途で使用されるものについてもポイントになると思う、という御意見につきまして、事務局といたしましては、今のところ情報処理系のクラウドサービスに関する推奨速度についてデータを把握しておりませんが、固定ブロードバンドサービスに関する消費者の理解増進の観点から検討してまいりたいと考えているところでございます。

続いて3行目でございます。電子メールに係る推奨速度について、携帯電話の速度制限がかかっても電子メールやLINEは利用できると各事業者が宣伝しているため、推奨速度はもっと低いのではないかと思う。もう少し実際の数字に近いものを出していただく配慮をしていただきたい、という御意見につきましては、御指摘を踏まえまして、電子メールに係る推奨通信速度の記載を修正いたしました。

こちら、今いただいた3点の御意見を踏まえまして、次のページに推奨通信速度に関する資料を更新させていただいております。

ページをおめぐりいただき、5ページを御覧いただければと思いますけれども、修正点といたしましては、電子メールの欄に、下りの場合、利用するだけであれば128kbpsあれば十分利用できるということを追記したものになっております。また、実証結果を踏まえまして、備考欄に通信速度は時間帯によって変化する特徴があることということ、同じ場所・時間に通信速度を計測した場合であっても計測アプリによって計測結果が異なることを追記しております。

1ページ戻っていただきまして、下から2行目でございます。技術の進化に合わせて上限速度が上がっていく傾向が見られるため、定期的にガイドラインのアップデートが必要、という御指摘をいただいております。こちらにつきまして事務局といたしましては、御指摘のとおり技術の動向等を注視しつつ、定期的にガイドラインの見直しを行う必要があると考えております。

最後の行です。チャットボット等を活用するなど、迅速に消費者へ情報提供するよう努めていただきたい、という御意見につきましては、事務局といたしましては、消費者への情報提供が迅速であるべきという御指摘はそのとおりだと思いますけれども、その在り方につきましては、自走開始後の状況を確認しつつ検討されることが適当であると考えております。

ページをおめくりいただきまして、6ページを御覧ください。計測人数の考え方についていただいた御意見です。

1行目を御覧ください。必要サンプル数について、事務局が試算した結果は各モニターから240プロット取ることを前提としているので、3人からデータを取れば十分な精度が得られると読めてしまうけれども、常識的に考えて、3人のデータが提供サービスの代表結果となるのはおかしい。現実的に10人以上取ることは厳しいので、最終的に10人に落ち着くことは合意するけれども、根拠の示し方に説得力がない、という御意見と、2行目でございます。必要サンプル数について、1人当たり240プロットを3人、4人から得られれば十分という解釈ではないと思われる。必要なモニターユーザ数やコスト、ユーザの負担の観点との兼ね合いで913プロット達成できれば十分という解釈ができると思う。そもそも母集団と実証調査の平均値の間にずれがあることから、事務局が示した913はあくまでも最小値として扱い、このずれを補正するとともに、人数や日数といった組合せと合わせて計測回数を定めることが適当ではないか、という御意見をいただいております。

こちらにつきまして、事務局の考え方としましては、計測に当たって必要となるサンプル数やその内訳となるモニター数、計測頻度等について、事業者間の公平性の観点から、サービスの態様によらない共通の基準を設ける方向で検討してまいりました。具体的な基準の設定については、統計的に求められる所要のサンプル数に対し、固定ブロードバンドサービスゆえに求められるサンプル数の構成、頻度であったり期間であったり人数であったり、事業者が負担する費用といった要素を勘案して定められるよう御審議いただきたいと考えているところでございます。

7ページに資料を載せておりますけれども、少し振り返りをさせていただいて、前回、前々回の会合で、事務局からは、過去の実証調査で得たデータを基に統計的な試算を行ったところ、簡単に言うと913回計測を行うといいのではないかと、いう結果を得られたところでございます。前回会合で、913回という計測回数を取り方について御指摘をいただきました。そこで、統計的な計算で得られた913回という結果は、あくまでも参考値、最低値として置いておき、改めて事業者の皆様が統一した方法で消費者に対して情報提供を行う際の在り方というところに立ち返って、求められる条件をまとめております。

まず1点目でございます。継続頻度でございます。これまでの実証調査の結果から、昼夜で実効速度に有意に差があることが示されています。消費者への適切な情報提供の

観点から、こうした時間別の実効速度の推移をお示しすることが望ましいのではないかと考えておりますので、計測を行う事業者に対して、毎時1回以上計測を求めることとしてはどうかと考えております。

2点目でございます。計測期間でございます。総務省が発表しているインターネットトラフィックの推計に関する資料というものがありますが、これによると、曜日によってトラフィックのパターンやピークが変動しており、これが実効速度の計測結果に影響を与える可能性があると考えております。こうした変動要因の一つとして、大規模なアップデート等のイベントが考えられる一方、配信イベントの日程はあらかじめ予想できるものではありません。また、曜日間の差異は配信イベントだけによるものではないと考えられるところ、事業者による計測結果がそれぞれの計測期間に含まれる曜日として、平日や休日による影響を受けないようにすることが望ましいのではないかと考えを改めまして、計測を行う事業者に対して1週間以上の期間の計測を求めることとしてはどうかと考えております。

また、3点目でございます。計測人数につきまして、実際の計測に必要な計測結果を一のモニター、1人のモニターから全て収集することは適当ではなく、計測の公平性の観点からは、同一の地域において一定数の異なる接続元において実効速度等の計測を行うことが望ましいと考えます。また、計測に当たる者の数が多いほど、実際のサービス品質に近い計測結果が得られることが期待されますが、一方で、計測に要する費用をはじめ事業者の負担が増加するというこの2点から、事務局といたしましては、戸建や集合住宅の住宅区分の別や上限速度別のサービスごとに、それぞれ10人以上のモニターによる計測を求めることとしてはどうかと考えているところ、こちらにつきまして構成員の皆様から御意見をいただければと考えているところでございます。

なお、これらの条件を考える上で、100Mbpsの頭打ちや明らかに不安定なデータが計測されることも考えられることから、8ページのデータも参考にすることとしてはどうかと考えているところでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。1行目でございます。県別のグラフで北海道のデータ数が720プロットしかないとなっております。北海道のデータが3人分のデータで代表しているとは言えないのではないかと、という御指摘をいただいたものと、2行目でございます。これにつきまして、都道府県によってはデータ数が少ないということであれば、例えば北海道と東北をまとめるなどの工夫が必要である、という御指摘

をいただいたところでございます。こちらにつきまして、事務局の考え方といたしましては、地方別の実証調査の結果について計測数が少ない場合は、当該地方の代表性が失われる点は御指摘のとおりと思っておりますので、ガイドライン及び報告書においては、計測数の少ない地域をまとめる形で公表したいと考えております。御指摘を受けまして、10ページに修正した資料を掲載しておりますので、御覧いただければと思っております。

1ページ戻っていただいて3行目でございます。サブワーキングが始まった頃に比べるとユーザのルーターが古くなっていて、ルーターを取り替えたなら通信速度が速くなったということが実際にある。計測の品質を上げる観点からは、宅内環境の確保についても記載すべき、という御指摘をいただいたものと、最後の行でございます。固定ブロードバンドサービスは、上限速度に対して3割程度の実効速度しか出ないので、自走結果を公表すれば消費者から苦情が来ることが想定されます。ただし、必ずしも全ての場合においてISP事業者が悪いのではなく、宅内環境に問題がある場合もあるため、消費者の誤解を招かないよう、事業者から情報提供の在り方についても検討すべきである、という御意見をいただいたところでございます。

こちらにつきまして、事務局の考え方といたしましては、宅内環境のボトルネックについては、実証調査で得られた結果を踏まえ報告書に記載するとともに、総務省ホームページを通じて消費者へ周知することとしたいと考えております。当該ホームページにつきましては、消費者から通信速度が出ない等の苦情・相談を受けた際に、事業者が構内配線やケーブル等の規格の確認、通信速度の改善方法について説明を行うというときにも活用できるのではないかと期待しております。

11ページ目を御覧ください。1行目でございます。IPoE方式やPPPoE方式といった接続形態は、実際の通信速度に影響を与える一方、ISP事業者でコントロールできるものではないため、実効速度の計測する際の取扱いについても検討すべきではないか、という御意見をいただきました。こちらにつきまして、事務局といたしましては、IPoE方式とPPPoE方式の違いが計測結果に与える影響については、これまでサブワーキングにおいて具体的な検討には至っておりません。むしろこの点につきましては、ISP事業者において実効速度を計測していただき、実際の計測結果が得られた段階で影響の有無であったり対策の必要性について検討するべきものであると考えております。

2行目でございます。明らかに不安定なデータについては、類型を示すだけでは不十分であり、機械的な判断ができるような基準が必要ではないか、という御意見と3行目

でございます。不安定なデータをサンプルから除去すると計測結果の実効速度が高く公表される。公表される数値が、消費者が自身の環境を計測した結果に比べて高いというような場合には苦情が多くなることも考えられるのではないかと、という御意見につきまして、事務局といたしましては、明らかに不安定なデータの取扱いについては、自走後の状況を注視しつつ、類型の追加であったり機械的に除去する基準等について継続的な検討が必要であると考えております。

下から2行目でございます。アメリカでは、Measuring Broadband Americaで計測手法が検討されている一方、ISP事業者は法令によって実効速度等のラベリングが義務づけられている。公表する数値は、このMeasuring Broadband Americaの数値でも独自に計測した数値でもよいとなっており、今回のサブワーキングの議論もこうした統一的な計測と消費者への公表が分離される方向であるという理解でよいかという御質問をいただいたところでございます。こちらについては、平野主任からアメリカのラベリングの事例について事務局で確認していただきたいという御指示をいただいたところでございます。こちらにつきまして、事務局の考え方といたしましては、今回の検討によって取りまとめられる計測手法というのは、計測の実施が事業者の任意であるため、その意味では、Measuring Broadband Americaの取組とは異なるものです。また、事業者が計測結果を公表する主眼は、消費者への情報提供という部分であって、我が国においては法令に基づく義務とはなっていないものの、市場の状況であったり、社会的な要請から固定ブロードバンドサービスを提供する事業者が積極的に情報提供することを期待するものでございます。

他方、ラベリングにつきましては、アメリカではISP事業者に対し、サービスの料金であったり実効速度等の重要な情報を表示する義務を課す制度が今年4月から施行されたと認識しております。御指摘のとおり、実効速度の公表に当たって、Measuring Broadband Americaの結果を掲載することも自主的な計測の結果を掲載することも認められているということを確認しております。

次のページ(12ページ)に、ラベリングの公表事例として、4月から始まった制度についてまとめております。実際に住所を打ち込むと、下のようなラベリングが表示される形になっておりますので、その結果についても少し下のところで記載させていただいているところでございます。こちら、御参考にしていただければと考えております。

最後でございます。13ページ目でございます。今回のサブワーキングを通じて確立さ

れる計測手法については、様々な制約の中で技術的な課題やトレードオフがあり、誰もが合意できるような公平性を担保することは容易ではない。消費者のために実測値を開示することを第1目標とするならば、まずは、この委員会では固定ブロードバンドサービスの事業者が実測値を開示する場合の最低条件に絞って議論をまとめるべきではないか。計測手法の議論は、どうやっても同じ条件下では計測は実現できないので、消費者には各事業者の開示する実測値は、測定条件が異なるので直接比較できないということを知周知すべきである。より精緻な計測手法を確立するために短期間でガイドラインをまとめることは難しく、計測検討事項とするか専門家に依頼すべきである、という御指摘を会合後にいただいたところでございます。

こちらに対する事務局の考え方といたしましては、本サブワーキングで御議論いただいている品質計測の手法については、全ての事業者や消費者が合意する手法等を確立することは容易ではないという点は御指摘のとおりでございます。その中で、より多くの事業者が自ら計測、公表する際の公正、中立的かつ効率的な計測手法や、その公表に向けた最低限の条件というところの取りまとめに向けて引き続き御審議いただきたいと考えております。

計測アプリや計測環境が異なることによって、事業者の計測結果やその公表される内容を直接比較できないという点は御指摘のとおりであり、報告書などを通じて消費者に対して周知する必要があると考えております。なお、事業者の計測結果を第三者が公正に比較する際の手法については、比較手法の確立が可能かどうかも含めて継続的な検討が必要であると考えているところでございます。

続きまして、資料9-3、報告書につきまして、簡単に我々のほうから御紹介させていただければと思います。

ページをめくっていただいて、まず目次を見ていただければと思います。まず、章の構成について御説明させていただきます。第1章は検討の背景となっております、主に第1回から第3回の会合まで、事務局から発表した内容であったり、事業者から御発表いただいた内容をまとめております。

続いて第2章では、品質測定手法の確立に向けて、過去に行った実証調査の結果をまとめております。実証は過去3回行われているため、年度ごとに行った調査の概要と得られた結果、考察などをまとめております。

第3章では、第1章、第2章の内容を基に、第7回会合以降に御議論いただいた内容

をまとめております。一部の内容は、本日事務局から出ささせていただいた案となっております。本日の議論の結果によって修正を行うこととなりますので、こちらの点を御留意いただければと思います。

最後、第4章につきまして、今後の対応の方向性をまとめております。少しここは御紹介させていただければと思いますので、51ページを御覧いただければと思います。51ページの4.1で、ガイドラインの見直しについてまとめております。電気通信事業分野は技術進展やサービスの革新のスピードが速いため、技術や市場の動向、事業者の測定結果を注視しつつ定期的なガイドラインの見直しについて検討を行うことが適当であるということがまとめられております。

4.2でございます。測定費用の低廉化に向けた取組につきまして、以前、第7回の会合だったかと思いますが、事務局から資料を出ささせていただき、その際、事業者が総務省が行った実証調査と同一条件で測定を行う場合は、1事業者だけでやると1,700万円掛かると試算されましたが、中小企業の事業者にとってはかなり大きな負担となる。他方で、民間企業が提供しているアプリであったり、自社社員がモニタリング調査を行うこと等によって、測定費用を大幅に抑制できる可能性が想定されます。特にこういった中小企業の事業者においては、こうした比較的安価な手法の活用について積極的に検討を行うことによって、固定ブロードバンドサービスの品質測定に関する取組が広く行われることが肝要であるとまとめられております。

また、測定端末であったりサーバーを共同利用することで、1事業者当たりの費用負担を軽減できる可能性もあることから、測定端末であったりサーバーの調達、利用に関する調整について、多くの事業者に品質測定に参加していただく観点から、業界団体が一定程度の役割を果すのではないかと考えているところ、その際の具体的な役割について少しまとめているところでございます。主にスケジュール調整であったり、共用端末の調達・保管、品質測定に関するベストプラクティスの共有なんかが考えられるのではないかとまとめられているところでございます。

4.3を御覧ください。事業者の測定結果の比較の可能性につきまして記載しております。第3章において、事業者が測定に使用する測定アプリというのが、測定アプリは総務省アプリと民間アプリの2つに分けているのですが、こちら、それぞれメリット、デメリットが示されているところでございます。事業者が測定に利用するアプリを選定することとまとめられていると認識しておりますけれども、その際、測定アプリが異なる

場合は測定結果に差異が生じることが想定されるという点についても言及されております。

民間アプリについては、既に相応の数の選択肢が存在しているところ、消費者への適切な情報提供を確保する観点から、本検討会において、事業者による測定結果やアプリの比較可能性を確保すべきではないかというような指摘があったと記憶しております。この点につきましては、消費者への適切な情報提供を確保する意義について論を俟たないものの、自社社員が測定を行うことや事業者によって異なるアプリを使用することが想定され、かつ、民間のアプリの詳細は総務省アプリと同様には明らかにされていない点については留意が必要とまとめられております。こうした状況について、事業者の測定結果を第三者が公正に比較することは困難であると考えられますが、事業者の測定に関する取組の状況に応じて、必要に応じてこうした比較の在り方についても検討を行うことが適当であるとまとめられております。

4.4でございます。固定ブロードバンドサービスの理解を促すために周知が必要であるということがまとめられております。こちら、少し御紹介をさせていただくと、消費者にとって重要なことは、通信速度が速いことではなくて、インターネットやアプリケーションが快適に使えることであることから、事業者による過度な速度競争を避けるという観点であったり、デジタルサービスを利用するのに十分な速度がどれぐらいになるのかという目安を提示するべき、という御指摘がありました。また、通信速度が遅くなる原因については、消費者の宅内環境である場合があるため、消費者の誤解を招かないような情報提供の在り方について検討するべき、という御指摘があったところでございます。

これらの点について、消費者の皆様理解を深めていただくため、適切なサービスを選択できるようにするためにも、主なデジタルサービスの利用の際に推奨される通信速度であったり実証調査の結果から得られた宅内環境のボトルネックについても、消費者に周知する必要があるとまとめられております。

最後、測定結果に対する苦情等につきましては、本検討会では、今後事業者による測定結果が公表されれば、当該事業者に対して公表結果に関する消費者からの苦情等の発生が想定されますが、事業者におけるこれらの対応の在り方についても、あらかじめ検討するべきではないかというような御指摘があったところでございます。事業者は、電気通信事業法の規定によって、利用者から苦情、問合せがあったら適切かつ迅速に処理す

る義務を負っているところでございます。消費者から公表結果に関する苦情等があった場合についても適切な対応が求められているところ、この点につきましては、総務省において電気通信事業法の適正な履行に向けて、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインというのを公表し、苦情等に対する対応の在り方について、望ましい例や不適切な例を記載しているところでございます。

事業者による測定結果と実際のサービス品質との乖離に関する苦情等については、固定ブロードバンドサービスがベストエフォートサービスであるということや、地域により速度差があるというような説明に終始するといった対応は十分ではないと考えられるところです。

特に、総務省の実証調査の結果によれば、利用者が使用している端末や周辺機器の規格等の宅内環境をはじめ、通信事業者の責に帰さない通信速度の低下が発生する場合があります。このように示されているんですけども、このような事象への利用者の理解は限定的であるということも考えられますので、申告者の利用端末や宅内環境により速度低下の可能性のあることや改善方法についても説明を行うことが望ましいと考えられるところです。そのため、こういったところにつきましては、総務省において事業者の適切な対応を促すために、消費者の保護ルールに関するガイドラインについて、こうした苦情に対する望ましい対応等についても追記することが求められるとまとめられてございます。

なお、この報告書にまとめられている内容を基に、参考資料のガイドラインに、測定手法であったり、公表項目につきましてまとめさせていただいているところでございます。

事務局の説明は以上になります。

**【平野主任】** 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明に対して、構成員の皆様から御質問、御意見、コメント等の御発言をいただきたいと思っております。御発言を希望される方はチャットでお知らせいただけませんか。

今回、今画面（資料9-2）にもありましたサブワーキンググループ、途中、何となく間隔が開いた時期がございましたが、とりまとめに向けていろんな御意見をいただき、その御意見等に対する事務局としての考え方、これをお示しし、それに基づいて、今画面に出ているとりまとめに向けてというような骨子がつくられ、御説明申し上げたところですね。それに基づいて、最後の御説明が、資料9-3（報告書）の取りまとめ案と、

こういうことになっているわけでございます。

結論からいきますと、今画面に出ています、例えば苦情の話なんかは、最初のところで、実測値と理想的なベストエフォートの数値とは乖離があるので、苦情なんかも来るんじゃないか。それに対しての対応も必要ではないかなというような構成員からの御指摘があったところでございますね。それについて、電気通信事業法でも、消費者の皆様からの苦情に対しては対応する義務がございますし、それをどこまでやるのかというのは、「ほかの条件もありますから」と説明するだけだと消費者の方々に対してちょっと冷た過ぎるのではないか、というところもあると思います。先ほどの初めに御意見があったところのルーターを替えたりすると速度が速くなるとか、いろんなよくあるパターンがあると思うんです。そういったようなものをアドバイス差し上げるようなことも、消費者の皆様へ寄り添うという観点からは望ましいのではないか、これらのことが事務局からの提案として画面に出されているわけですね。

その他、計測の方法につきましてもいろいろな貴重な御意見を賜りました。例えば、北海道と東北のエリアでは北海道の数が少ない、それであれば東北と一緒にお示しするのが適当ではないかということもございましたし、その数のプロット数につきましても、それが僅か3人というようなことでは寂しいですよ、等々のことがございました。これらに対しては、やはり人数を1つの項目については10人以上のモニターを確保するような形にすべきではないかとか、それから、これは昔ありました事例ですが、例えば大手町とか都心ですとウィークデーの昼休みの時間に急にアクセスが増えてスピードが落ちるような、もしくは深夜の時間帯になるとアクセスが増えるとか、こういう傾向もいろいろありますので、1週間以上は取るとか、それから、これは（資料9-2の7ページにある）1ポツのところですかね、毎時間1回以上取ると、こういうような案をお示しして、できるだけ参考になる数値が取れるような案ということで御検討いただきたいな、こんなお話もあったわけでございます。ちょっと繰り返しになりましたけれども、まとめに向けてということで皆様から御意見と御質問等あれば、ぜひともお伺いしたいということでございます。

もしなければ、私、つつい授業では指してしまうんですが、長様、もしよろしければ何かございますでしょうか。

**【長構成員】** 長です。取りまとめとしていろいろ議論はありましたけれども、落どころとしてはこんなところなのかなという気はしています。結局、これでガイドライ

ンを出して、あとは各ISPさんがどういうふうに取り組まれるか、ということになるかと思いますが、モニターを使うかとか専用端末を使うかとかいうような話になったときに、現実的には、各社はできるのは、まずは社員を使ってPCを使ってみたいなところから始まることになるんだろうなと感じています。その辺に関しては、あとは事業者さんからの御意見を伺って、微修正するところはしていけばいいんじゃないかと思っています。以上です。

**【平野主任】** ありがとうございます。とりまとめ案としましても、まずは事業者に測定をやっていただいて、また今後も検討を継続していく、アプリケーション間の比較のようななかなか難しいことについても継続して検討していくという形でまとめていただいております。長様、ありがとうございました。

それでは、次は実積先生、どうでしょう。

**【実積構成員】** 実積です。事務局のほうできちんとまとめていただいて、要件についても、毎時、1週間以上で10人以上ということは、最低1,680回は計測するという事なので、無効なモニターや測定結果を除いても1,000件以上は確保できる想定なので問題はないのではないかと考えています。消費者に対する説明に関しては、今回のサブワーキングのテーマではないので、問題が解決したとは言えないんですけども、その問題点を指摘することができるということで、こんなところかなというのが私の感想です。以上です。

**【平野主任】** ありがとうございました。モニター数やプロット数等々についてですね。ありがとうございます。ほかに皆様、どうでしょう。ぜひこの機会ですので御意見を賜れればと思いますけれども。

上瀬先生、お願いいたします。

**【上瀬構成員】** まず、短期間で報告書をまとめていただきありがとうございました。特段大きなところはないですけども、冒頭、各社のホームページの貼付けとかあったかと思うんですが、ものによって、いつ時点でのデータみたいな、この手のって結構細かく変わることもあるし、特に今回の場合、単年度の調査というか、2020年ぐらいから複数年かけたやつの報告書ということで、ものによって多少逃げを打つというところもあるかもしれない、いつ頃時点の情報みたいな、計測の部分とか結構書いているかなと思うんですけど、ホームページの貼付けとかそういうのがあるといいかなというところがございます。

あと1点質問になるんですけども、今回、固定ブロードバンドということなんですけれども、基本的に個人宅に関するものが議論が中心だったと思うんですけど、ものによって、中小企業から大企業まで、法人のところに固定のブロードバンドを敷いて、そこで社内LANとして使っているケースもあるかと思うんですけど、そういうケースは今回含まれてないのか、含まれているのかって、改めてちょっと素朴な質問で申し訳ないんですけど、教えていただけるとありがたいです。以上です。

**【平野主任】** ありがとうございます。御提案ですね。ホームページなんかを貼り付ければいいのではないかということが1点。それから御質問ですね。法人の利用者も今回の対象になるのかどうかということで、事務局、何かございましたらよろしくお願ひします。

**【上瀬構成員】** 1点目は、ホームページが貼られている箇所が幾つかあったと思うんですけども、ホームページの内容って結構変わったりするので、いつ時点でのホームページというのを書いておくといいんじゃないかと。冒頭各社の、この手のページってすぐ変わったりするので、いつ時点でのというのを書くといいかなというのが発言の1点目でした。2点目は先生のおっしゃったとおりです。以上です。

**【平野主任】** ありがとうございます。確かに1点目は、私の世界ですと、論文では常にウェブサイトの出典については、last visited何年何月何日、日本語だと最終閲覧日なんて言いますがけれども、それでは、事務局殿、お考えをお願いいたします。

**【木村データ通信課課長補佐】** 事務局でございます。上瀬先生、ありがとうございます。こちら、今表示しております（資料9-3の10ページの）広告につきまして、失礼いたしました。時期が抜けておりましたので、こちらは今年4月時点になっておりますので、追記したいと考えております。

また、法人に対しての計測はどうなのかというところですが、そちらの点、（資料9-2の7ページの）一番下に住宅区分の別にと書いているところ、ここの中にビジネス向けも入ってくるのではないかと思います。サービスごとに計測をしていただくという意味では、サービスの内容が戸建て向け、集合住宅向け、法人のオフィス向けにブロードバンドを提供しているというところもあるかと思っておりますので、（計測される場合は）同じような計測をしていただければいいのではないかと考えているところでございます。

**【上瀬構成員】** 2点了解しました。ありがとうございました。私から以上でございます。

【平野主任】       ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

    おおむね私の理解としては、皆様の御賛同をいただいたと捉えているところでございます。

    それから、今画面に映っている(資料9-2の7ページの)計測の仕方等々に加えて、資料9-3ですよね、まとめの方向ということで、特にページの一番最後のほうに方向性というか、まとめのまとめになってございますけれども、その辺につきまして、皆様何かございますでしょうか。特段御異議がないようでしたら、まだちょっと時間は早いようではございますけれども、活発な御議論をいただいて、御意見も何となく出尽くしたような感じもございます。立石様お願いします。

【立石オブザーバー】       日本インターネットプロバイダー協会、立石です。大きく分けて2件だけお話しさせていただけたらと思います。

    1つはユーザ目線というかユーザ関係なんですけれども、この中でも触れられているんですけど、速度という言葉について、周知するときにはかなり気をつけないといけないと思っけていまして、特に最近気になっているので、ホームページだとかユーチューブだとかでこの手の話をしているのを見るんですけど、間違っていることもありますということと、それから、やっぱり帯域幅という話と遅延は違っていて、この中で述べられているように、ユーザのクレームになったりとか、速い遅いというのは多分幅のときと遅延のときでかなり違うと思うんです。その辺について周知する際、啓発する際に気をつけてやらなければいけないのか。もちろん発表する我々の側としてもそれはしなきゃいけないと思っけていますけれども、消費者センターさんとかがお話を聞く際にも、ユーザさんのクレームは何なのかということについて対応するときにも必要になってくると思っけています。

    もう1件は、北海道と東北の数値を一緒にするというのは、統計上の気持ちとしては、私はそれでいいと、統計的にはそうかなと思うんですけど、ただユーザさんにとってそれって有益なのかというと、これについてはもうちょっと検討したほうがいいのかなと思っけています。例えば北海道が3つしかないからこれは使い物にならないということは、それはそれであるんですけど、例えば参考値程度として出すという、それも数字の取扱い方について結構厳しい話にはなるんですけども、ちょっと考えていかないと、全然違うのを、北海道の数値も含んでいるからということで東北の人がやって、実際には全然違うじゃないかという。これも構造が違うことになってくると思っけてるので、ちょっと厳し

いかなと思いました。

2つ目が、手法そのものの問題なんですけど、IPoE方式、PPPoE方式の話で、これは事業者である程度自分たちで解決する話で、それはもちろんやるんですけども、PPPoE方式に関しては設備がNTT東西さんの持ち物で、過去に「接続料金の算定に関する研究会」においても何度も議論になっているんですけど、我々からはどうしても分からない部分があります。NTT東西さんが発表とか報告してくれないと分からないもので、例えばお客さんから極端に遅くて困っている。恐らく最初のクレームは我々のところに上がってくると思うんですけども、我々のほうで分からないときもありまして、そうするとNTT東西さんの持っている網終端装置がどれぐらい混んでいるかということになってくるんですけども、その辺が我々にはなかなか開示されなかったりとか、過去の研究会の中でも、何年もかかっているんな話をしていきますので、ここはぜひともNTT東西さんに、NTT東西さんとして網終端装置、接続方法がPPPoE方式になっているところについては、何らかの形でその地域ごとに、必ずしも全部というわけじゃないですけども、報告するような形で参加していただかないと、もし万が一クレームになったときの解決には至らないかなと思いますので、もちろん測定するときについてもそうだと思いますから、そういう形で参加いただけたらなと思います。以上です。

**【平野主任】** 後ろのほうから。まず最後の、IPoE方式、PPPoE方式という接続形態については情報がNTT東西さんじゃないと分からないので御協力をとというような御依頼というか御提案というふうに承りましたけど。

**【立石オブザーバー】** 平野先生、すいません、IPoE方式は事業者が全部設備を持っているので把握できるんですけど、PPPoE方式のほうが駄目なんです。

**【平野主任】** ありがとうございます。どうでしょう、事務局としての考えがあればお示しをお願いします。

**【西潟データ通信課長】** 構成員の皆様もオブザーバーの皆様もありがとうございます。今、立石さんからいただいた件なんですけど、PPPoE方式のところは立石さんのおっしゃるとおりなんですけど、これはあくまで苦情の対応の話で申し上げれば、実際に今回、一度測定の手法の確立ということで報告書案を取りまとめさせていただきますけれども、その中でも、今後も話を続けていく、今日、木村からも御説明させていただきましたけど、苦情対応の在り方については少し場所を移すことになるんですけども、消費者のガイドラインのほうの議論になるんですけど、そちらのほうで継続して、逆に言え

ば、直ちに本格的な検討に移ることにしております。

そのときに、今いただいたお話はきちんと引き継がせていただき、もちろんデータ通信課もそこに参画してまいるわけですが、料金サービス課の消費者契約適正化推進室ときちんと連携させていただきながら、今いただいたお話は、いざ苦情の対応となったときに当然、今回の報告書でいろいろ書いてございますが、事業者様の責めに帰さないもの、例えばユーザの宅内環境の話も100Mbpsの壁から始まっているいろいろございましたし、PPPoE方式の話もその類だと理解しています。その意味では、そちらの方で継続的にやっていきますし、まだ議論が始まっていないですが、うまくNTT東西さんにもその議論に入っていただく形で、特に苦情の話というのは電気通信事業法に規定があった上での事業者の皆様にも御対応をお願いすることになりますので、責のあるなしも含め、また、特に、これ、測定のを進めていただかないと、我々、実データとしては存じ上げない。定性的にはお話は聞いておりますけれども、どうなるか分からない部分があるので、そのエビデンスと併せ、PPPoE方式のユーザの方々には何かしら、例えばすごく有意に不利益があるような話になれば、それは別の意味でも問題の解決についてできることはやっていかなきゃいけないという議論もあるかもしれませんし、そういった意味で1個ずつ、エビデンス、ビルディングブロックを積み上げていくことも大事だと思いますので、引き続きそちらでも御議論に御協力いただければと思います。ありがとうございます。

**【平野主任】** ありがとうございます。これは、別の「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」というのがございまして、そちらのほうで苦情の対応はまさにメインはそちらの話になるのかなと思いますということですね。

それから、今の問題の前に、御提案というか御質問があったのが、北海道のデータが少ないので東北と一緒にというところについて、ちょっとそれは違うかもしれないねといったような御意見がありました。ここについて、実積先生がこれについての御提案をいただいているところもありますので、今の立石様からの発言について、実積先生、どうでしょう。

**【実積構成員】** 立石さんの御発言の趣旨は、恐らく北海道と東北のデータをまとめて提示することは消費者に対して誤解を生むということだと思っておりますけれども、今回の総務省のほうでまとめていただいたデータが、消費者に対する誤解を生むことは恐らくないと思います。理由は、消費者が考えるのは、自分が契約しているスピード、あるいは

は自分が契約している I S P 事業者のスピードと自分が実際に享受できているスピードの差になります。その意味で、今回の総務省のデータと自分のことを比較するのはあまり意味がないというか、今回の総務省のデータは、日本全国を一律で計測したら駄目で、地域ごとに分ける必要がある、あるいは時間ごとに分ける必要があるということでエビデンスを示したものでありますので、実際に特定の I S P 事業者が北海道でしかやってないというケースでは、北海道のデータを自ら計測していただいて、消費者が自分で計測するデータとの齟齬を見ていただくということになるので、そこは少し誤解があるのかなと思いました。その意味で、地域ごとに差があることを示した点が今回の報告書の肝であって、実際には日本全国で商売をしている会社もあれば、複数の都道府県で商売をしている会社もあるし、特定の市町でしかやっていない会社もあるんですけれども、それは各社がエリアに応じて、必要に応じて区切って計測していただいて、それを基に消費者に対応していただくことになるんじゃないかなと思いました。以上です。

**【平野主任】** 御説明ありがとうございます。立石様、どうでしょうか。

**【立石オブザーバー】** すみません、私の言い方が悪かったです。実積先生がおっしゃっている、まさにそれはそのままいいですけど、まだ使っていない人とか、I S P 事業者を乗り換える人がその数値を見て決めるとすると、ちょっと違うんじゃないかなという形だけなので、今使っていらっしゃる人が公表されたものと云々という話は、私もそのとおりでと思います。なので別の、あるいは転勤して初めて北海道なりどっかに行く人がそれを使うときに、そこは誤解しないかなと思った次第です。以上です。

**【実積構成員】** 総務省のデータが参考になるというのはそうなんですけれども、実際に引っ越しするときには引っ越し先でどういう I S P 事業者があるのかということは恐らく確認されると思うので、現実に参照すべきは、各 I S P 事業者が公表しているデータになるので、今回の報告書が参考になる、参考の一部になるかもしれませんけれども、今回の報告書が決め手になることは恐らくないだろうし、これを見て北海道に行くのをやめて九州に行くかということには意思決定として多分ならないと思うので、ちょっと違うかなと思いました。以上です。

**【立石オブザーバー】** はい。別にそこは私、全く異論はないんですけど、これはあえて言っていますので、実積先生にけんかを売っているわけじゃないんですけど、例えば e スポーツみたいになると、ひょっとしたらその可能性があるんです。実際ヨーロッパで引っ越しするとき、引っ越し先にどこを選ぶかという、こういう数値を

見て選んでいたりするので、これは余計な話ですけど、そういうことはゼロではないかなというだけの話です。以上です。

【西潟データ通信課長】 事務局ですけれども、よろしいでしょうか。

【平野主任】 西潟さん、どうぞ。

【西潟データ通信課長】 立石さんの今の御指摘をいろいろお聞きしていて、もし可能であれば、パブリックコメントを待たずに、直接でも協会として、今2021年度の実証調査の結果というところで、北海道、東北のところはどういう位置づけにあるかという、これはあくまで総務省が実施した実証調査の結果ではあるんですけども、これと比べて明らかにこれは違うだろうと、あるいは、今回北海道は残念ながらサンプルが少なかったという事実はございますけれども、協会のほうで、北海道の事業者さんもいらっしゃるかと存じますけれども、北海道のみをエリアとされる方という意味ですけれども、そういう方のデータ、体感的なものでも結構でございます。協会としての御認識という領域でも結構なんですけれども、明らかにこうじゃないだろうということがあれば早急に教えていただきたくて、その場合は、ここの表し方も考えなきゃいけない。特にどういう注を打つということになるかと思うんですけども、他方で、普通の今のネットワーク構造、特に固定であれば、途中に無線とか衛星とかが入らないという前提であれば、例えば東京のIXから北海道までの途中に東北があるということで、eスポーツとかの人たちの引っ越し先で、東北なのか北海道なのか、あるいは具体的な県もあるのかも知れませんが、今回、県名までは言うておりませんので、明らかに協会としての御認識と違うものがあられるのであれば至急御連絡をいただければと思いますので、そのところはお願いできればと思います。以上です。

【平野主任】 ありがとうございます。それでは、まず柿沼様、次にテレコムサービス協会様、御発言をお願いいたします。

【柿沼構成員】 消費者としては、事業者のホームページに理論値の速度だけではなく実測値が表示されることに対しては、大変意義があるものと認識しております。ただ、数値の表示の際に、理論値の横に実測値についても載せてほしいです。それからホームページに載せるときには、どこのページに載っているのか、なかなか煩雑化されていて見ることができないということであれば、やはり消費者としては、なかなかたどり着けない、見れないということで苦情につながると思いますので、そのような表示の工夫をお願いしたいと思います。また、計測については、今回縷々御議論があるんですけども

も、まずは表示していただくことが一番だと思いますので、その後、また計測手法も随時変化していくと思いますので、その辺りについても引き続き御議論いただければと思います。以上でございます。

【平野主任】 ありがとうございます。後半の部分、チャットにも書いていただきました。前半の部分、ちょっと聞き取りにくい部分がありましたが、ホームページに表示したときに、どこにあるか分からないみたいな部分があるという、そういう御指摘でよろしゅうございますでしょうか。

【柿沼構成員】 はい、そのとおりでございます。どこに表示があるのか分からないのであれば、せっかく事業者様が作っていただいても消費者に届かないというところで、また苦情が出てくると思いますので、記述についてはよろしく願いいたします。

【平野主任】 ありがとうございます。それは確かにモバイルのほうでも、実測値を、最初の頃発表したときに、ディープリンクというんですか、どこにあるか、奥のほうでよく分からないみたいな話もありましたので、それは事業者の皆様、御留意をいただければと私も思います。それでは、テレコムサービス協会様、お願いします。

【竹上オブザーバー】 テレコムサービス協会の竹上と申します。発言の機会をいただきましてありがとうございます。私自身も本サブワーキングについては第1回目から傍聴しておりまして、会員企業をはじめ、多く情報発信を行っておるんですけれども、私どもの会員企業も非常に興味を持っておりまして、前回会合の8回の様子を会員企業の方にも共有しているんですけれども、これ、総務省の事務局の方がよろしいかと思うんですけれども、報告書案の45ページから46ページにわたって共同計測というものがございまして、こちらのほうで会員企業の方からもし確認の機会があれば伺ってほしいということで、そこで私から質問をさせていただきます。

共同計測については、モニター宅の環境、アプリであったりとか測定サーバーも全て共用にして事業者間で割り算をするという意味だと思うんですけれども、片や1 Gbpsのサービスで800Mbpsぐらい出る事業者さんと、1 Gbpsのサービスでも200Mbpsぐらいしか出ない事業者さんっていろいろばらつきがあると思うんですけれども、前回の会合、8回の会合でも御指摘がありましたけれども、宅内設備の問題であったりとか測定アプリ、あとパソコンのスペックだとか、問題とかばらつきはあると思うんですけれども、こういったことをそういったばらつきがある中で公表することにおいて偏りが出てくるのではないかと、公表値として正しいのかを確認してほしいということをおっしゃって

ますので、その辺り、お聞かせいただければと思います。

**【西潟データ通信課長】** 竹上様、ありがとうございます。第1回から傍聴いただいたということで、3年以上の長きにわたり本当にありがとうございます。私はそういう意味で新参者でございますが、引き続きよろしく申し上げます。

お伺い、途中で実はWebexの調子が悪くて、真ん中、ひょっとして聞き落としているかもしれないので確認をさせていただきたいんですけども、仮にテレコムサービス協会様の会員の事業者様が計測いただくとして、その結果として、この報告書あるいはサブワーキンググループでも検討いただいて、ディスカッションもさせていただいて、100メガの壁みたいなものが発生したときの扱いをお尋ねいただいているという理解でよろしかったでしょうか。

**【竹上オブザーバー】** ちょっと違っておりまして、共同計測で宅内設備の環境も違う、測定アプリも違うという中で、あと事業者間で速度が出たり出なかったり、同じ1ギガでも出たり出なかったりという事象が起き得るので、そういった中で公表値とするのはよろしいかどうかということについて、会員企業の方から御質問を受けたこととなります。

**【西潟データ通信課長】** かしこまりました。ありがとうございます。その意味では、会員の企業、事業者様が直接お持ちになっている問題意識がどこにあるかにもよると思うんです。というのは、モバイルのほうで使ってもらっている総務省アプリと呼ばれるのがあるんですけども、あれの場合は、例えばクラウドのサービスを提供する事業者さん、それこそペイ・アズ・ユー・ゴーでお金がかかったりもしますので、その部分については割り勘していくことがいいんじゃないでしょうかとか、他方で、その割り勘はするとしてもですけども、それぞれの事業者さんのお持ちのネットワーク区間、利用されるネットワーク区間、あるいはモニターも同じモニター宅なのかどうかとか、その意味において、例えばですけども、同じモニター宅、同じパソコン、時期だけ違う、かつ同じ総務省のアプリをクラウドで割り勘する、あるいは民間のアプリでも構いません、同一のアプリをとということになったときに本当にすごい差が出るのかどうか。出るとすれば、それぞれの事業者さんのネットワーク構成とかに起因する部分になってくると思いますし、他方で、例えば今申し上げたところの総務省アプリとクラウド事業者さんのサーバーのところは共用、同じもので割り勘するんですけども、例えば、片方の事業者様はモニターを活用される、もう片方の事業者さんは、自社の社員の方々の自

宅で測っていただくとかというような形で、何かしらの差分があれば測定結果にも差が出てくるんだと思っていまして、その意味において、事業者様が違うという前提で、全く同一なこと、それこそ完全な卸とかそういう話になれば別かもしれませんけれども、いわゆるISPをはじめ届出をいただいている電気通信事業者様、電気通信設備を設置されているという前提になりますが、そういった中で、そこまで差異が出るということは何かしら理由があるのだと思います。その差分は、それぞれの事業者様のネットワーク構成あるいはサービスの態様とか提供のされ方とかいろいろな要素があることなのですけれども、私の今申し上げているところで認識が合っていればなんですけれども、そうなってくると多分、この検討会、サブワーキンググループでも御議論いただいているような100メガの壁ですとか、あるいは、これまでも幾つか例をお示ししました、連続的にきれいな数値が取れてないような場合、こういったものの扱いは、サブワーキングで議論いただいた報告書やガイドラインの部分にも書いてありますけれども、そういった中でエラーの結果の話を抜きにすれば、計測いただいたものは何かしらの理由があってその数値が出るというのが、私の少なくとも講学上の電気通信の理解なんですけれども、そこじゃない部分で何か私が今漏らしたところがあれば御指摘をいただきたいんです。

それがないとすれば、そこが計測あるいは測定の結果になるので、最初のうちはやってみて何かおかしいということは当然起こり得ると思います。その意味では、サ向協様の御協力もいただきながら、このガイドライン、まとまった後は、それぞれの実際に測定を実施するに向けての準備を今度進めていかなきゃいけないというところの段階に入っていく予定なんですけれども、そのところで、今おっしゃられたような中で、我々が2回実証調査をして、その中で400メガの壁、100メガの壁、それから、連続して取れてない、特にモニターのほうでパソコンが寝たり起きたりしているみたいな例もありましたけれども、そういうものは実際に事業者様が測定をされるに当たって、あらかじめ取り除いていただけるような形で進めていただく、そのために今回の報告書、ガイドラインがあるわけですけれども、その上で何かしらの差が、例えば大半のものを共用といいますか、割り勘で同じものを使っているのに差が出るということは、多分そこに何かしら理由があると私は理解したんですけれども、それがまさにサービスの態様の結果だと思うんですけれども、そういうことであればそれを公表してくださいという形に今はなっているんですが、そういうことをお尋ねだったのかどうかということで確認

させていただければと思います。ありがとうございます。

【平野主任】 テレコムサービス協会様、どうぞでしょう。

【竹上オブザーバー】 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、測定時間であつたり測定時期であつたり、昼間なのか夜間なのか、いろいろあると思います・・・。

【西潟データ通信課長】 すみません、竹上さん、そこだけ先に申し上げます。基本的に連続して1日24回1週間連続で取ってくださいとお願いしているので、個別のプロットには差が出ると思われますけれども、ここから箱ひげ図にしたときに何かしらの差があるとするならば、事業者Aさんと事業者Bさんに差があるとするならば、ネットワーク構成なのかサービスの態様なのか、どこかに理由が現れる、それ以外の変な話がないのであればそれを公表してくださいというのをお願いしようとしていますというのはいさほど申し上げたとおりです。

【竹上オブザーバー】 分かりました。ガイドラインを基に、ある程度は事業者さんに委ねるといふ、公表については委ねるといふ理解でおります。よろしいですか。

【西潟データ通信課長】 委ねられるの意味にもよります。ガイドライン、今回の公表の案、こういうことを公表してみたいかがでしようかということ、報告書あるいはガイドラインのほうはそのコピーになりますけれども、御提案させていただくので、そこに何か不都合、不都合といふのは技術的に対応できないところを含めて、我々のほうで、あるいはこのサブワーキングとして見落としていたところがあれば、特にテレコムサービス協会様はオブザーバーでもいらっしゃるので、パブリックコメントを待たずにでも全然構いませんので御連絡をいただければと思っております。

【竹上オブザーバー】 ありがとうございます。承知いたしました。

【平野主任】 ありがとうございます。そのほか、構成員の皆様には御発言いただいておりますし、オブザーバーの方も御発言いただいたところもございますが、よろしゅうございますでしょうか。活発な御議論ありがとうございました。

それでは、本日御議論いただいた報告書案につきましては、最終的な取りまとめに向けまして、今後いわゆるパブリックコメント、意見募集を行うこととなります。本日御指摘いただいた点につきましては、事務局において修正を行います。また、本日の会合後にお気づきになった点等ございましたら、5月9日の木曜日までに事務局宛てに御連絡をお願いいたします。御連絡をいただいた部分につきましては、必要に応じ、事務局において報告書案の修正等を行う手はずを考えております。それから、それらの修正点

につきましては、主任である平野に一任をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【平野主任】 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。事務局において、本日の議論や追加の御意見を踏まえた報告書の修正をお願いいたします。

本日の議事は以上となりますが、全体を通して何か御発言ございますでしょうか。

それでは、本日、木村電気通信事業部長様から御挨拶をいただけると伺っております。木村部長様、お願いいたします。

【木村電気通信事業部長】 お世話になっております。電気通信事業部長の木村でございます。平野主任をはじめとしまして構成員の先生方、それから関係団体の皆様方におかれましては、本日も御多用の中で御出席、それから御議論を賜りまして、誠にありがとうございます。

本サブワーキンググループにつきましては、2020年12月に第1回の会合を開催して以降、約3年半という長い期間をかけて御議論いただいております。心より感謝申し上げたいと思います。本件は、関係事業者も多く、また、事業の規模といったところも大小様々であることから、公正、中立的かつ効率的な手法を確立することが簡単な話ではないことは十分承知しております。

他方で、通信品質に関する事業者様からの情報提供につきましては、これは消費者がサービスを選択する上で大変重要なものでございますので、なるべく多くの事業者の皆様に取り組んでいただくことが必要だろうと考えているところでございます。

本日、報告書案につきまして御議論、御整理いただきましたけれども、総務省としましては、パブリックコメントを経て報告書を取りまとめた後には、それを基に、より多くの事業者の皆様に取り組んでいただけますよう、業界団体に一定の役割を果たしていただくことも含めて環境整備に努めてまいりたいと考えております。構成員の先生方、それから関係団体の皆様方には、引き続き報告書の取りまとめに向けて御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【平野主任】 木村部長様、ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

**【木村データ通信課課長補佐】** 事務局でございます。本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。先ほど平野主任からも御発言いただきましたけれども、本日御議論いただいた報告書案について、さらに御意見ございます場合には、5月9日までに事務局にお送りいただきますようお願いいたします。

事務局の修正部分につきましては、平野主任に御確認いただいた上で、5月中旬から30日程度の意見公募を行いたいと考えております。その上で、次回会合の具体的な日程につきましては事務局より別途御案内させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

**【平野主任】** ありがとうございました。それでは、以上をもちまして第9回会合を閉会いたしたいと思っております。皆様、お忙しい中御出席、御参画いただきまして、ありがとうございました。

以上